

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府舞鶴市字余部下1190番地	平成29年7月25日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 海上自衛隊舞鶴地方総監部 管理部長 木下 章 電話0773-62-2250
--	---

主たる業種	国の行政機関	細分類番号	9	7	3	1								
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号												
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで													
基本方針	平成23年度から平成25年度3年間の平均を基準とし、温室効果ガスの排出量を基準値3%以上削減を目指す。													
計画を推進するための体制	管理部長を委員長とした省エネ推進委員会でエネルギー使用量削減計画及び地球温暖化対策を含め実施する。													
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率								
	事業活動に伴う排出の量	4,257.7トン	4,375.1トン	4,317.3トン	3,358.8トン	-5.7 パーセント								
	評価の対象となる排出の量	4,312.9トン	4,375.1トン	4,317.3トン	3,358.8トン	-6.9 パーセント								
実績に対する自己評価	電気供給事業者は、基準年度は関西電力であったが、第3年度は丸紅である。このため、第1年度と第3年度とは単純比較は出来ないが、各種取組の結果、第3年度は第1年度より1.4%削減した。													
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率							
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (建物延床面積×1/100(m <sup>2</sup> ))	9.84	10.12	9.98	7.76	-5.62 パーセント							
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント							
実績に対する自己評価	電気供給事業者は、基準年度は関西電力であったが、第1年度及び第2年度はエネサーブである。このため、第1年度と第2年度とは単純比較が可能である。各種取組の結果、第2年度は第1年度より1.4%削減した。													
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考									
	56.0 パーミット	56.0 パーミット	75.0 パーミット	75.0 パーミット										
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	ボイラーの運転時間を見直し、給気時間を短縮した。												
	(27)年度	「ゆう活」を推進し、職員の退勤時間を早めることにより、電力使用量を抑制した。												
	(28)年度	「ゆう活」を推進するとともに、冷暖房の温度設定について、省エネ委員会等を通じ徹底した。												
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	職場近くに宿舎があり、居住する職員は自転車、徒歩により通勤している。												
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	常に一定割合の職員が、自動車等に頼らず通勤している。												
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考									
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン										
	地域産木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン										
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン										
	グリーン電力証券等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン										
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン										
合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン											
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	資源の再利用、ごみの分別の徹底等により、廃棄物の削減に努めている。													
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次とのおり差し引く。 <table border="1"> <tr> <td>超過削減量</td> <td>第1年度</td> <td>第2年度</td> <td>第3年度</td> </tr> <tr> <td>トン</td> <td>0.0トン</td> <td>0.0トン</td> <td>0.0トン</td> </tr> </table>						超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	トン	0.0トン	0.0トン	0.0トン
超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度											
トン	0.0トン	0.0トン	0.0トン											

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。